

中之条町教育研究所 適応指導教室

『虹』

- 開設 平成30年 4月 1日
- 代表者職氏名 所長 山口 暁夫
- 所在地 〒377-0414
吾妻郡中之条町大字平2138番地
(旧名久田小学校)
- 電話 / F A X TEL (0279) 26 - 3661
FAX (0279) 26 - 3661



1 運営の目的

- (1) 中之条町立小学校及び中学校に在籍する学校不適応児童生徒に対して、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助するために「中之条町適応指導教室『虹』」を設置する。
- (2) 適応指導教室「虹」は、中之条町教育委員会が管内の小中学校との連携のもとに、教育相談、集団生活への適応指導等を組織的・計画的に行う。

2 令和5年度職員の構成・分担

職員		業務内容
所長(教育長)	1	総括
担当指導主事	1	渉外
指導員	3	通室者への指導 教育相談

3 入室対象及び受け入れ状況

- (1) 入室対象
不登校または不登校傾向の中之条町在住の児童生徒で、本人及び保護者が入室を希望し、在籍の学校長が申し出た者で、入室審査会にて入室が適切と認められた者。
- (2) 受け入れ状況(令和4年度)
小学生6名 中学生11名 計17名

4 開設状況

- (1) 開設日時
学校の休業日を除く月曜日～金曜日
- (2) 開設期間
管内小中学校の授業日に準ずる。
- (3) 日時程
入室を希望する児童生徒との面談及び実態によって適切な時程を作成する。
- (4) 主な行事予定
入室を希望する児童生徒との面談及び実態に応じて、適宜安全に配慮した上で野外観察や野外活動を取り入れる。
今年度は、下記の行事を実施予定
「おしゃべり会『虹』」3回実施予定
→ 学期に1回(6月、10月、2月)
「おしゃべり会『虹』」は、不登校傾向児童生徒の保護者を対象にした談話会です。
ペアレントトレーニング3回実施予定
→ 4月、7月、10月開始の3回

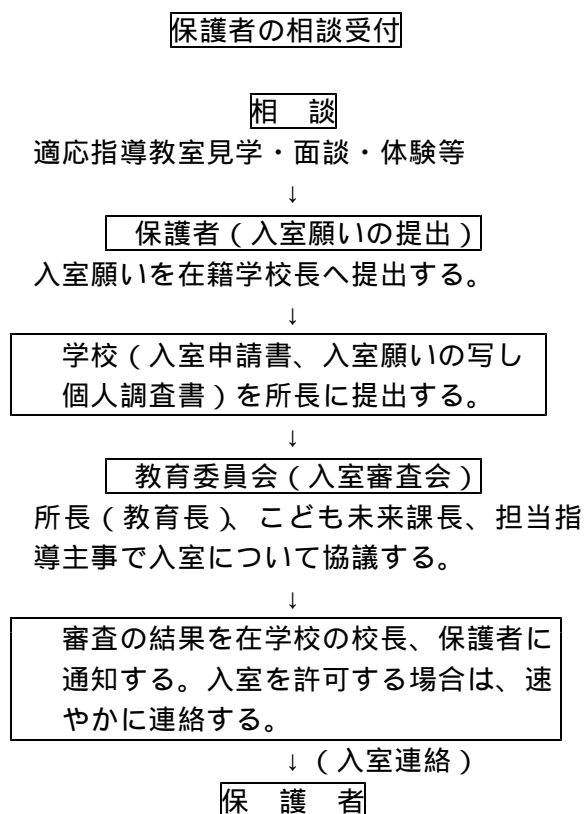
5 入室・退室の進め方

- (1) 入室の手続き
入室を希望する児童・生徒の保護者は在籍の学校長に適応指導教室「虹」入室願いを提出する。
入室願いの提出があった在籍の学校長は、適応指導教室「虹」の入室申請書に入室願いの写し及び個人調査票を添えて教育研究所長に提出する。

教育研究所長は、入室の申請があったときは、入室審査会に諮り審査を行う。入室審査会の構成は、町教育研究所長(教育長)、こども未来課長、担当指導主事とする。

の審査の結果、入室を認めた場合、速やかに在学校の校長、保護者に入室の承諾を通知する。

参考 入室までの流れ



(2) 退室の手続き

退室については、入室児童・生徒が学校への登校が可能になった場合や小・中学校の卒業となった場合とする。

6 学校、家庭及び関係機関との連携

(1) 学校との連携

入室している児童・生徒について、適応指導教室状況報告書を定期的（毎月）に在籍学校長に報告する。また、入室児童・生徒の教室での様子について、担任や生徒指導担当、養護教諭及び特別支援教育コーディネーター等と情報交換を実

施する。

定期的または随時入室している児童・生徒の在籍学校の学級担任、養護教諭、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、管理職（校長、教頭）との情報交換等により該当児童・生徒の実態を理解すると共に指導方針の共有化を図る。

入室児童・生徒に再登校の兆しが見えてきた場合は、在籍学校との連携を密にし、特に学級担任とは、情報交換を丁寧に行い、児童・生徒の気持ちに寄り添い、登校を支援する。

(2) 家庭との連携

随時保護者面談・電話相談を行う。また、場合によっては、家庭訪問を実施する。

(3) 関係機関との連携

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとは、定期的に情報交換を行う。

上記以外に、入室児童・生徒の実態に応じて、学校と連携を図りながら、関係機関に相談するなど、問題の解決に努める。

7 特色ある活動

閉校した学校を活用した適応指導教室なので、学校の雰囲気を感じながら種々の取り組みが可能である。例えば、図工室での創作活動や体育館での軽スポーツ等、対象児童・生徒の興味・関心に沿った活動を行うことが可能である。

また、緑あふれる静かな環境を生かして、花壇整備や作物の育成、自然観察等の活動をすることも可能である。

ペアレントトレーニングの実施

(昨年度より)

おしゃべり会「虹」の実施

不登校傾向児童生徒の保護者を対象にした談話会